（森林組合等の登記に関する特則）

第三十一条　第十四条第二項及び第三項の規定は、森林組合又は森林組合連合会の吸収分割又は新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。

2　生産森林組合が森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の三第一項又は第百条の十五第一項に規定する組織変更（以下この項において「組織変更」という。）をしたときは、同法第百条の九第一項又は第百条の十七第一項に規定する効力発生日から、その主たる事務所又は本店の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所又は支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の生産森林組合については解散の登記をし、組織変更後の株式会社又は合同会社については設立の登記をしなければならない。

3　生産森林組合が森林組合法第百条の二十第一項に規定する組織変更（以下この項、第七項及び第八項において「組織変更」という。）をしたときは、同法第百条の二十三第一項に規定する効力発生日から、その主たる事務所の所在地においては二週間以内に、組織変更前の生産森林組合について解散の登記をしなければならない。

4　商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は第二項の登記について、第十四条第二項及び第三項の規定は生産森林組合の前二項に規定する組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について、それぞれ準用する。

5　森林組合法第百条の三第一項に規定する組織変更（以下この項において「組織変更」という。）後の株式会社についてする第二項の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一　組織変更計画書

二　定款

三　生産森林組合の総会の議事録

四　組織変更後の株式会社の取締役（組織変更後の株式会社が監査役設置会社である場合にあつては取締役及び監査役、組織変更後の株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役）が就任を承諾したことを証する書面

五　組織変更後の株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面

六　株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

6　森林組合法第百条の十五第一項に規定する組織変更後の合同会社についてする第二項の登記の申請書には、商業登記法第十八条及び第十九条並びに同法第百十八条において準用する同法第九十三条に規定する書面のほか、前項第一号から第三号までに掲げる書面を添付しなければならない。

7　組織変更前の生産森林組合についてする第三項の登記は、組織変更後の認可地縁団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体をいう。次項第二号において同じ。）の代表者の申請によつてする。

8　組織変更前の生産森林組合についてする第三項の登記の申請書には、第二十五条において準用する商業登記法第十八条及び第十九条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一　組織変更計画書

二　組織変更後の認可地縁団体の代表権を有する者の資格を証する書面

三　当該登記の申請書又は委任による代理人の権限を証する書面に記名押印した者（委任による代理人を除く。）の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成するものであつて、作成後三月以内のものに限る。）

9　第二十条第二項及び第三項の規定は、第二項に規定する組織変更後の株式会社又は合同会社についてする同項の登記の申請書及び第三項に規定する組織変更前の生産森林組合についてする同項の登記の申請書について準用する。

（管理組合法人等の登記に関する特則）

第三十二条　管理組合法人又は団地管理組合法人の設立の登記の申請書には、第十六条第二項の規定にかかわらず、次の書面を添付しなければならない。

一　法人となる旨並びにその名称及び事務所を定めた集会の議事録

二　第二条第二項第一号に掲げる事項を証する書面

三　管理組合法人又は団地管理組合法人を代表すべき者の資格を証する書面

2　建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第五十五条第一項第一号又は第二号の規定による管理組合法人の解散の登記は、登記官が、職権ですることができる。

別表外国法事務弁護士法人の項中「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第三十四条第一項」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第三十五条第一項」に改め、同表弁護士法人の項の次に次のように加える。

弁護士・外国法事務弁護士共同法人	外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律	社員（弁護士・外国法事務弁護士共同法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所 外国法事務弁護士である社員の原資格国法 外国法事務弁護士である社員が外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第三十五条第一項の規定による指定法の付記を受けているときは、その指定法 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第二条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一号中「弁護士（弁護士法人）」の下に「及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加え、「については」を「及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人については」に改め、「第三十条の六第一項各号」の下に「（外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第八十条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法関係手数料令の一部改正）

第三条　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法関係手数料令（昭和六十二年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律関係手数料令

第一条中「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号。」に、「第九条第三項」を「第十一条第三項」に改める。

第二条第一項中「第十七条第三項」を「第十八条第三項」に改め、同条第二項中「第二条第二号」を「第二条第三号」に改める。

（資産の流動化に関する法律施行令の一部改正）

第四条　資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項第一号中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同号ロ中「弁護士法人」の下に「又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加え、同号ロ⑵中「弁護士法」の下に「又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）」を加える。